

件名 ミズーリ州における自宅滞在命令についてのガイダンス及びよくある質問サイト

本文

4月6日、ミズーリ州居住者に対し、州知事から自宅滞在命令が発令されました。この自宅滞在命令について、ミズーリ州政府は、ガイダンスとよくある質問を政府のHPに掲載し、その運用について説明を行っています (<https://governor.mo.gov/stay-home-missouri-order-guidance-and-frequently-asked-questions>)。

この中で、「essential business」とは何か詳しく説明されており、さらに自宅滞在命令の第2項の「essential worker functions」の基準を満たさない職業であっても、経済開発局長に免除を求めることができるとの記載もあります。

なお、ミズーリ州の自宅滞在命令は、各自治体が条例や規則等を定めることを妨げておらず、各自治体で独自の条例等が設定されることもあるので、実際に操業が可能かどうかについては、各自治体に確認する必要があります。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土

曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。